

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

2. 重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 債権は保有していない。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 建物並びに器具及び備品一定額法
 - リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金－退職金規程による金額を積立している。
 - 賞与引当金－特に積立金は計上せず、事業収益により支払っている。

3. 重要な会計方針の変更

平成25年度より新会計基準に移行した。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職金規程に基づき法人内で資金留保し積立を行っている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- 各拠点区分におけるサービス区分の内容

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	398,201	22,000,000		22,398,201
建物	747,410,409	827,341,100	25,724,731	1,549,026,778
合計	747,808,610	849,341,100	25,724,731	1,571,424,979

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金53,380千円は前年度に同じ、および国庫補助金等特別積立金7,122,700円取崩した。

8. 担保に供している資産

計算書類に対する注記

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	22,398,201 円
建物	1,549,026,778 円
計	1,571,424,979 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	1,068,704,000 円
計	1,068,704,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	22,398,201		22,398,201
建物	1,711,993,950	162,967,172	1,549,026,778
車輛運搬具	16,776,680	15,887,141	889,539
器具及び備品	82,634,846	40,072,405	42,562,441
有形リース資産	24,804,000	1,825,824	22,978,176
その他の固定資産	54,825,428	28,571,678	26,253,750
長期前払費用	787,824		787,824
合計	1,914,220,929	249,324,220	1,664,896,709

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	67,635,183		67,635,183
合計	67,635,183		67,635,183

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
「該当なし」			
合計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

「該当なし」

13. 重要な偶発債務

計算書類に対する注記

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成25年4月1日付、基本財産の建物について、減価償却期間を39年から44年に変更した。

平成25年4月1日付、国庫補助金等特別積立金の取崩期間を39年から44年に変更した。

平成27年度より実施された介護報酬減額改定に伴う、安定運営の準備のため、長期運営資金5千万円借入している。

平成30年11月より毎月833千円分割返済を開始し、平成31年3月末借入金残高は、45,835千円となっている。

平成31年1月1日付、特別養護老人ホーム福岡福福の里を開設した。